

「継続受講サポート制度」利用規約

「継続受講サポート制度」利用規約（以下「本規約」）は、株式会社ベネッセコーポレーション（以下「当社」）が提供する「継続受講サポート制度」（以下「本制度」）に関する基本的な条件を定めたものです。

本規約の内容を必ずご確認ください、ご同意のうえ、本制度をご利用ください。

なお、本制度のご利用にあたっては、本規約のほか、「〈ベネッセの通信教育サービス〉共通利用規約」、その他当社が定める本制度に関する注意事項またはルールが適用されます。

第1条（本制度の目的）

本制度は、〈こどもちゃれんじ〉、「進研ゼミ 小学講座」、「進研ゼミ 中学講座」、「進研ゼミ 高校講座」（以下あわせて〈ベネッセの通信教育サービス〉）を受講中の会員に、安心して受講を続けていただくことを目的とした制度です。

第2条（用語の定義）

本規約における用語の定義は以下のとおりです。

「会員」

〈ベネッセの通信教育サービス〉のいずれかの講座をご受講中のお子さまを指します。

「保護者」

〈ベネッセの通信教育サービス〉の受講にあたり、会員の保護者として登録されたかた（1名）を指します。

「偶然かつ外来の事故」

交通事故や火災その他外的要因に帰する事故を指し、病気による死亡や自殺は含みません。また、地震および地震に起因する津波による死亡は、本制度の対象外となります。

「死亡した場合」

偶然かつ外来の事故の発生日から180日以内に死亡した場合を指します。

第3条（本制度の内容および対象）

本制度は、〈ベネッセの通信教育サービス〉を受講中の会員の保護者が、偶然かつ外来の事故により死亡した場合に適用されるものです。

会員に受講を継続する意思があり、第4条に従い当社にご連絡いただいた場合、当社は、当該会員に対して、保護者の死亡日の属する月の翌月から1年間（高校3年生は

講座終了まで)、無償で〈ベネッセの通信教育サービス〉の教材・サービスの提供を行います。

〈ベネッセの通信教育サービス〉に付帯して提供する有料オプション講座等の通信教育サービスは、本制度の対象外となります。

第4条（連絡）

本制度の利用を希望する会員または会員を代理する者は、保護者が死亡した場合、速やかに当社へご連絡をお願いします。

保護者死亡の連絡が死後 30 日を経過していた場合は、本制度を適用できない場合があります。

第5条（制度の廃止・変更）

当社は、1 年間の予告期間をもって本制度を廃止することができることとします。また、当社は、本制度の内容を変更する場合があります、変更する場合、会員に対し、当社が適切と判断する方法で変更内容や変更時期等を事前に告知します。

第6条（本規約の変更）

当社は、変更後の内容および効力発生日を事前に当社の Web サイトに掲載して周知することで、効力発生日をもって本規約を変更することができるものとします。

第7条（附則）

本規約で定める保護者が、「ベネッセカード」保有者で「ベネッセカードお見舞い制度」を申請する場合、本規約のほか、「ベネッセカード会員 傷害見舞金および教材無償給付規定」も適用されるものとします。

※なお「ベネッセコーポレーション」は上記制度規約について、いつでも変更することができるものとします。

制度開始：2007 年 12 月 1 日

規約改訂：2020 年 1 月 15 日